

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 委員会に関する規則

第1章 総則

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会(以下、「当法人」という)の定款に則り、第7章第33条に定める委員会に関する補足事項を定める。

第2条 委員会は執行委員会、常設委員会、特別委員会及び小委員会の四種類とする。

2. 委員会の補助審議機関として、ワーキンググループを設置する。

第2章 執行委員会

第3条 執行委員会は、定款第30条に定める理事会の決定した業務を遂行する。

第4条 執行委員会は、理事長、庶務理事、財務理事、渉外理事、および理事長の選任する若干名の理事で構成する。

2. 前項の構成は、理事会の承認を必要とする。

第5条 執行委員会は理事長が招集する。

2. 理事長が執行委員会の委員長としてその議事を整理、遂行する。

3. 理事長は、執行委員の中から、執行委員会の副委員長を指名することができる。

4. 執行委員会は、その委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

5. 執行委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

6. 執行委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第6条 執行委員会の委員長および副委員長は、業務遂行のため、定款第27条に定める幹事を指名することができる。

2. 委員長および副委員長は、業務委託をした事務職員に作業の指示、指導、監督を行う。

第7条 執行委員会の委員長は、委員会の経過及び結果を理事会に報告・提案しなければならない。

第8条 理事長は、必要に応じて執行委員以外の理事を追加招集して、拡大執行委員会とすることができる。

2. 拡大執行委員会は、執行委員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3. 拡大執行委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4. 拡大執行委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第9条 執行委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者を委員会に招集することができる。

2. 意見聴取のために招集された者は、執行委員会の議決に参加することができない。

第3章 常設委員会

第10条 常設委員会は、学会の運営に常時関係する事項の審議、運用を扱う。

第11条 常設委員会は次のとおりとする。

- 一. 規約委員会
- 二. 編集委員会
- 三. 教育委員会
- 四. 学術委員会
- 五. 認定委員会
- 六. 広報委員会
- 七. 利益相反委員会
- 八. 倫理委員会
- 九. アワード委員会
- 十. 保険点数適正化に関する委員会
- 十一. 試験委員会
- 十二. 主催セミナー統括委員会

第12条 常設委員会の新設、再編、解散は、理事会決定後に活動を開始または停止し、社員総会での報告を行う。

第13条 常設委員会の委員は、理事会において選任し、活動を始めることができる。

2. 常設委員会の委員の半数以上は、代議員の中から選任するものとする。

3. 常設委員会の委員の任期は2年とする。委員の再任は、3期6年をこえない範囲において認める。

4. 理事は、少なくとも一つの常設委員会委員とならなければならない。

5. 理事が兼ねることができる常設委員会の委員は3つまでとする。

6. 常設委員会の委員の新任および再任は、社員総会で報告する。

第14条 常設委員会の委員長は、理事会において理事の中から選定し、社員総会で報告する。

2. 前項の委員長選定による交代時期は、理事会において決定することとし、社員総会で報告する。

3. 常設委員会には委員長の発議により副委員長をおくことができる。副委員長は、理事会の承認を得る。

第4章 特別委員会

第15条 特別委員会は、特に必要があると認めた案件又は常設委員会の所管に属しない特定の案件の検討、事業を推進するために設置する。

第16条 特別委員会の設置は、理事あるいは代議員の発議により理事会の承認を必要とし、社員総会に設置報告をする。

2. 特別委員会の活動は、設置が決定してから活動を開始し、2年後の社員総会を目処に報告を開始しなければならない。

3. 特別委員会で当初の目的が達成されなかったものは、委員会の再編成、もしくは常設委員会への統合を検討する。

第17条 特別委員会の委員は理事会において選任し、活動を始めることができる。

2. 特別委員会の委員の半数以上は、代議員の中から選任することとする。

3. 特別委員会の委員は、直近の社員総会で報告する。

4. 特別委員会の委員は、委員会の解散まで、その任にあるものとする。

第18条 特別委員会の委員長は、理事会において選定し、社員総会で報告する。

2. 特別委員会の委員長が理事でない場合は担当理事をおき、委員長と協力して委員会の運営を行う。担当理事は、理事会で選定し、承認を得る。

3. 特別委員会には委員長の発議により副委員長をおくことができる。副委員長は、理事会の承認を得る。

第5章 常設委員会および特別委員会の運営

第19条 常設委員会および特別委員会は、委員長の発議をもとに、理事長の承認を得たのち、招集を行う。

2. 常設委員会および特別委員会は、構成員の半分以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4. 委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第20条 常設委員会および特別委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者を臨時委員として委員会活動に参加させ、意見を求めることができる。

2. 上記の招集に関しては、参加の都度、執行委員会の承認を得ることとする。

3. 意見聴取のために招集された者は、委員会の議決には参加することができない。

第21条 委員会が予算編成を伴う活動を行うときは、案を執行委員会、理事会に提示し、審議の上、承認をうける必要がある。

第22条 常設委員会の委員長は、委員会の経過及び結果を理事会に出席して、報告・提案しなければならない。

2. 特別委員会の報告・提案は、委員長が理事の場合は理事、それ以外の場合は、担当理

事が行う。

第23条 その他、各常設委員会および特別委員会の運用に必要な細則は別に定めることとし、理事会の承認を得る。

第6章 小委員会

第24条 理事会は、特に必要があると認めた案件の検討や事業推進のために小委員会を設置することができる。

第25条 小委員会の設置は、理事あるいは代議員の発議により理事会の承認を必要とし、社員総会に設置報告をする。

第26条 小委員会の委員は理事会において選任し、活動を始めることができる。

2. 小委員会の委員の半数以上は、代議員の中から選任することとする。
3. 小委員会の委員の任期は2年とする。委員の再任は、3期6年をこえない範囲において認める。

第27条 小委員会の委員長は、委員会委員の中より推薦し、理事会の承認を得る。

2. 小委員会の委員長が理事でない場合は担当理事をおき、委員長と協力して委員会の運営を行う。担当理事は、理事会で選定する。
3. 小委員会の委員長は、2年とし、最大3期6年まで再任可能とする。
4. 小委員会には委員長の発議により副委員長をおくことができる。副委員長は、理事会の承認を得る。

第28条 小委員会は、委員長の発議をもとに、理事長の承認を得たのち、招集を行う。

2. 小委員会は、構成員の半分以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
4. 委員会の議事を、持ち回り会議、インターネット上の手段を用いて決する場合は、委員の三分の二以上の返信があり、全委員の過半数の承認があった場合のみ有効とする。

第29条 小委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者を臨時委員として委員会活動に参加させ、意見を求めることができる。

2. 上記の招集に関しては、参加の都度、執行委員会の承認を得ることとする。
3. 意見聴取のために招集された者は、委員会の議決には参加することができない。

第30条 小委員会が予算編成を伴う活動を行うときは、案を執行委員会、理事会に提示し、審議の上、承認をうける必要がある。

第31条 小委員会は、理事会への審議、報告事項をあげることができる。

2. 前項の理事会での説明、報告は、委員長が理事であれば委員長、もしくは担当理事が行う。

第32条 その他、小委員会の運用に必要な細則は別に定めることとし、理事会の承認を得

る。

第7章 ワーキンググループ

第33条 執行委員会、常設委員会、特別委員会および小委員会の委員長は、理事会の承認を得て、それぞれの委員会の審議補助機関としてのワーキンググループを設置することができる。

第34条 ワーキンググループの長は、提案した委員会の委員が務めることとし、執行委員会において決定することとする。

第35条 ワーキンググループの委員の任免は、提案した委員会よりの提案により、理事会の承認を得るものとする。

2. ワーキンググループの委員は、第13条5項の理事の委員会重複数の規定外とする。

第36条 ワーキンググループが会合など予算編成を伴う活動を行うときは、管轄する委員会および執行委員会の承認を受ける必要がある。

第37条 ワーキンググループの運用については別に細則として定めることとし、理事会の承認を得る。

第8章 議事録

第38条 執行委員会、常設委員会、特別委員会及び小委員会は、委員会の議事録を理事会に提出する。

第39条 理事会は、議事録を小委員会に提示する。

第9章 改訂と改廃

第40条 本規則の改訂と改廃は、理事会審議ののち、社員総会の承認を必要とする。

附則

1. 本規則は、理事会の決議、代議員会の承認を経て、2014年11月18日より施行する。

本規則の修正は、理事会の決議、代議員会の承認を経て、2017年11月28日より施行する。

2. 第15、16条に記載された委員会は、選挙制度委員会、将来構想委員会、教育コンテンツ委員会、専門制度委員会、神経精神疾患のバイオマーカー検討委員会とする。

3. 第24、25条に記載された小委員会は、以下の通りとする。

脳刺激法に関する小委員会、神経筋診断技術向上小委員会、体内埋設型神経調節装置に関する小委員会、脳波セミナー・アドバンスコース小委員会、術中脳脊髄モニタリング小委員会とする。

2018年11月7日改訂（第11条，12条，13条，14条，17条，18条，附則）

2019年11月27日改訂（附則）

2023年11月29日改訂(第1条, 2条, 3条, 4条, 5条, 6条, 8条, 9条, 11条, 13条, 14条, 17条, 18条, 19条, 20条, 22条, 26条, 27条, 28条, 29条, 31条, 33条, 34条, 35条, 36条, 40条, 附則)